

議案第36号 平成23年度習志野市一般会計補正予算（第3号）

1	歳入歳出補正予算	補正前	520億2,703万2千円
		補正額	10億7,021万7千円
		補正後	530億9,724万9千円

- (歳出概要)
- ・災害復旧事業（老人福祉施設・海浜霊園・公園・小学校・中学校・図書館）
 - ・災害対応事業（芝園清掃工場環境調査・茜浜衛生処理場環境調査）
 - ・まちづくり応援基金積立金
 - ・基本構想・基本計画策定事業
 - ・災害援護資金貸付事業
 - ・要援護者名簿システム化事業
 - ・高齢者支援事業
 - ・既存小規模介護施設消火設備整備事業
 - ・芝園清掃工場運営費
 - ・被災者住宅再建資金利子補給事業
 - ・液状化等被害住宅再建支援事業
 - ・緊急雇用創出事業（被災者相談支援事業）
 - ・小学校耐震化事業
 - ・中学校耐震化事業
 - ・青年の家耐震改修事業

2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
4	衛生費	1 保健衛生費	災害復旧事業（海浜霊園）	170,000

3 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	金額
スポーツ施設予約システム委託料	5年	8,652

議案第37号 平成23年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正予算	補正前	138億1,900万円
	補正額	2億532万5千円
	補正後	140億2,432万5千円

- (歳出概要)
- ・国庫支出金過年度分返還金
 - ・支払基金交付金過年度分返還金

議案第38号 習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例の制定 について

習志野市市民プラザ大久保の新設に伴い、制定するものです。

習志野市市民プラザ大久保の概要

名 称	習志野市市民プラザ大久保				
位 置	習志野市大久保4丁目2番11号				
設置目的	市民の異世代間、異分野間にわたる文化交流を推進するとともに生涯学習活動、福祉活動、情報交換等の振興を図ることにより、市民生活の質の向上、健康の増進及び地域社会の活性化に資するため				
施設概要	ロビー、情報交換スペース、多目的ギャラリー、スタジオ1、スタジオ2 交流スペース1、交流スペース2、交流スペース3				
開館時間	午前9時から午後9時まで				
休 館 日	(1) 第2、第4火曜日（ただし、その日が祝日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日				
使 用 料	施設\時間	9時～12時	13時～15時	15時～17時	18時～21時
	多目的ギャラリー	2,370円	1,580円	1,580円	2,370円
	スタジオ1	300円	200円	200円	300円
	スタジオ2	300円	200円	200円	300円
	交流スペース1	630円	420円	420円	630円
	交流スペース2	450円	300円	300円	450円
	交流スペース3	330円	220円	220円	330円
	備 考	<p>1 市内在住・在勤・在学者以外の者（市外居住者等）が使用するとき、当該使用料の2倍に相当する額を徴収する。</p> <p>2 設置目的以外に使用できる施設部分は交流スペース1、交流スペース2及び交流スペース3とし、その場合は、当該使用料の2倍に相当する額を徴収する。（市外居住者等が設置目的以外に使用する場合は、4倍に相当する額を徴収する。）</p>			
指定管理者による管理の範囲	<p>(1) 使用の許可を行うこと。</p> <p>(2) 使用料を収納すること。</p> <p>(3) 施設の設置目的の推進のために必要な事業を行うこと。</p> <p>(4) 使用の制限若しくは停止又は使用の許可の取消しを行うこと。</p> <p>(5) 施設及び設備の安全管理を行うこと。</p> <p>(6) その他前各号の業務を行うに当たり必要な行為を行うこと。</p>				

(施行期日)

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行します。ただし、指定管理者の指定その他必要な準備行為及び使用手続、使用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとします。

議案第39号 習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、改正するものです。

(過料の改正)

- 1 市税に係る不申告等に関する過料の上限を3万円から10万円に改正します。
- 2 新たに、たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税に係る不申告に関する過料を規定します。

(市民税関係)

- 1 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数の上限を年間2,000頭から年間1,500頭に引き下げ、平成24年度までの適用期限を3年延長し、平成27年度までとします。
- 2 上場株式等の配当所得等に係る軽減税率の特例について、平成24年度までの適用期限を2年延長し、平成26年度の個人市民税までとします。
 - ① 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率
 - ② 上場株式等の配当等に係る配当割の軽減税率
 - ③ 源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の軽減税率

①～③ともに、本来、5%（県民税2%、市民税3%）の地方税を、3%（県民税1.2%、市民税1.8%）とする軽減措置が講じられています。
- 3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置について、施行日を2年延期し、平成27年度の個人市民税から適用することとします。

(その他)

法律改正に伴い、所要の文言の改正、引用条文の改正を行います。

(施行日)

一部の規定を除き、公布の日から施行します。

議案第40号 習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が次のように改正されたことに伴い、支給の順序を明確にするため、改正するものです。

改正前	配偶者、子、父母、孫及び祖父母
改正後	配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに <u>兄弟姉妹（同居又は生計を同じくしていた者に限る。）</u>

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成23年3月11日以後の災害に係る災害弔慰金の支給から適用します。

議案第41号 習志野市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について

今日における環境問題は複雑多様化し、本市をとりまく状況も急速に変化していることから、審議会の職務を整理し、現状に沿ったより専門的な見地から迅速に調査、審議を行うことができるようにするため、改正するものです。

	現 行	改正後
審議会の職務	環境基本計画に関する事項 環境保全に関する事項 一般廃棄物の減量等に関する事項 自然保護及び緑化推進に関する事項 (追加) (追加)	環境基本計画に関する事項 環境保全に関する事項 一般廃棄物の処理に関する事項 自然保護及び緑化推進に関する事項 省エネルギー対策に関する事項 地球温暖化防止対策に関する事項
委員数	22人以内	20人以内
審議会に置く部会	公害部会 廃棄物・リサイクル部会 自然保護・緑化推進部会 を置く。	必要に応じて部会を置くことができる。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員であります山田大三（やまだ だいぞう）氏が平成23年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市鷺沼
氏 名 山田 大三
生年月日 昭和17年3月25日
任 期 3年

議案第43号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)

東日本大震災により被災した者に対する国民健康保険料の減免を速やかに行う必要があるため、習志野市国民健康保険条例の一部を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、承認を求めるものです。

東日本大震災の被災者に対する特例措置として、国が示した基準に準じた減免を行うため、保険料の減免に関する取扱いに関し、次のように改正しました。

現 行	改正後
1 減免の対象者 <u>(追加)</u> 2 減免の申請 減免を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書を市長に提出しなければならない。	1 減免の対象者 <u>その他特別の事情があると認められる者</u> 2 減免の申請 <u>上記の対象者に限り、納期限前7日までに申請書を提出することができないやむを得ない理由があると市長が認める場合には、遡及して減免することができる。</u>

(専決処分日)

平成23年7月13日

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用します。

議案第44号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)

東日本大震災により被災した者に対する介護保険料の減免を速やかに行う必要があるため、習志野市介護保険条例の一部を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、承認を求めるものです。

東日本大震災の被災者に対する特例措置として、国が示した基準に準じた減免を行うため、保険料の減免に関する取扱いに関し、次のように改正しました。

現 行	改正後
1 減免の申請 減免を受けようとする者は、 <u>普通徴収者は納期限前7日までに、特別徴収者は、年金支給月の前前月の15日までに</u> 、申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	1 減免の申請 減免を受けようとする者は、申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(専決処分日)

平成23年7月13日

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用します。